

大田区立山王小学校いじめ防止基本方針

しない・させない・許さない ～組織で取り組むいじめ防止～

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」）第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）・「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成 26 年 7 月 10 日 東京都・東京都教育委員会決定）・大田区「大田区いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」）に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立山王小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」）を策定する。

I 学校基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

学校基本方針は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

II いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

III いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

IV いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、区・教育委員会、学校、家庭、地域社会そ

の他の関係機関は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業をはじめとして全ての教育活動を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動の推進

いじめられた児童を守る

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、家庭、地域社会その他の関係機関と連携し、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、具体的事例、研修、日々の教職員間における情報の共有化をすすめ、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるとともに、学校全体による組織的な対応を行う。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、児童・生徒に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する。

また、保護者や地域住民及び関係機関は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力する。

V 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成 26 年 7 月 10 日東京都・東京都教育委員会決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」に基づき、「山王小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、当該学年教員による「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、その当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに大田区・教育委員会と連携し、速やかに対策組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、保護者、地域及び教育委員会等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた取り組みを行う。

(1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 児童がいじめ防止について主体的に考え、委員会活動等を通していじめを許さない環境づくりを促進するような取り組みを行う。
- ・ 校内研修やOJT等を等実施し、教職員の資質を向上する。
- ・ インターネットによるいじめの防止のための啓発活動を行う。
- ・ 個人面談や教育相談、学校だより・学年だよりなどを通じて、家庭との連携・協力を強化する。

(2) 早期発見

- ・ SCなどによる研修を計画的に実施し、児童の発するいじめに関するサインを見逃さない。
- ・ 学校生活調査や5年生対象のSCによる個別面談等により、早期のいじめの実態把握に努めるとともに、児童自らがいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ・ 「いじめは、いつ、どの学級でも起こり得る」「どの子も加害者・被害者になり得る」という危機感を常にもち、発見した場合には特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学校だよりや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・ スクールソーシャルワーカーなど、関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

- ・ 日頃から「SOSの出し方に関する教育」を推進することにより、相談体制を構築する。
- ・ いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。